

# 信教の自由と平和基金指定納税制

—— タックス・チェックオフを使った平和納税者の保護 ——

石村 耕治 (白鷗大学)

## はじめに

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」）においては、納税者に使途選択納税を認める仕組みとして、「タックス・チェックオフ (tax checkoff, tax check-off)」ないし「タックス・チェックオフ・プログラム (tax checkoff programs)」がある<sup>1)</sup>。「タックス・チェックオフ」は、納税者が、個人所得税<sup>2)</sup>の申告書を提出する際に、特定の歳出プログラムの中から好ましいものに✓印を付けて選択 (check-off) し、自分が納める税金の使い途 (受配先) を指定した上で納税する仕組みである。この仕組みを利用する目的も、民間非営利公益セクターに活動資金を給付すること<sup>3)</sup> はもちろんのこと、選挙の公営化による公正な選挙の実現<sup>4)</sup> や、今回報告する軍事費の良心的な納税忌避をするピースタックスペイヤー (Peace Taxpayers = 「平和納税者」) の保護など多岐にわたる。

アメリカ合衆国 (連邦) 憲法修正 1 条は、「合衆国議会は、国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由な活動を禁止する法律 [中略] を制定することはできない」と定める。この条項は、「国教 (公定宗教) の樹立禁止」と「信教の自由」(「宗教の自由な活動」) との二つの原則を不可分の形で包摂しており、あたかも二つの面を持つ一枚の硬貨のようなものだといわれる。この条項の下、自己の非戦の信仰に基づいて軍事費の良心的な納税忌避をする平和納税者は、「信教の自由」(「宗教の自由な活動」) を根拠に、幾度ともなく、法廷で軍事費に充当される分の納税忌避を正当化しようと試みてきた。しかし、裁判所は、「連邦憲法は、政府が、信仰のあるなしにかかわらず、あるいは、政府を

支持するしないにかかわらず、すべての者の課税することを禁止していないとし、信仰の基づく良心的忌税者に対し納税の義務を課すことは憲法修正1条に反しない”との判断を繰り返し、これまで、平和納税者は勝訴するには至っていない<sup>5)</sup>。このように、司法府は、信教の自由を根拠に納税忌避を認めることには極めて消極的である。その背景には、平和納税者に対し自己の信仰に基づく良心的な軍事費納税忌避を認め納税の義務を免除 (exemption) してやることは信仰を持つ者あるいは特定の宗教への支援・特典の付与につながり、連邦憲法修正1条の保障する政教分離原則あるいは国教 (公定宗教) の樹立禁止に抵触しかねないとの懸念があるからである<sup>6)</sup>。

こうした懸念を払拭するためには、立法府が、平和納税者の納める税金が軍事目的に充当されることのないように、言い換えると平和納税者が非軍事目的に指定納税できる制度をつくってやればよい。まさに、自分が納める税金が軍事目的に支出されることを望まない平和納税者が非戦の誓いを破ることなく納税の義務を果たせるように途を開いてやろうということで、立法的な対応として提案されているのが「平和基金指定納税制」なわけである。

## I アメリカの平和基金指定納税制

現在、すべての連邦所得税収は、連邦一般会計に入ることになっている。また、連邦一般会計予算のかなりの部分は軍事目的での支出に関するものである。こうした歳入・歳出構造の下、納税者 (納税義務者、源泉徴収義務者) は、自らが納付する租税の用途についてまったく口を挟むことを許されない。しかし、良心ないし信仰上の理由などから、自分が納める税金が軍事目的に支出されることを望まない納税者 (ピースタックスペイヤー = 「平和納税者」) も少なくない。この場合、平和納税者は、非戦の信念を貫こうとすれば、良心的な納税忌避者 (tax resisters)、良心的な忌税者 (tax objectors) になる途を選ぶしかない<sup>7)</sup>。忌税のためには、次のような方法が考えられる。

- ① 平和納税者は、納税義務があるのにもかかわらず、良心的な忌税者であることを理由に、確定申告書を提出しない。

- ② 平和納税者は、確定申告書は提出するが、良心的な忌税者である旨を記載して、(a) 自分が納付すべき税額のうち軍事費に充当されることになると考える一定比率に相当する分ないしは自分が納付すべき税の全額を納税しない（例えば申告書のすべての欄に0記入）。(b) 還付税額がないにもかかわらず、自己が納付済みの税額から軍事費に充当されることになると考える一定比率に相当する分の還付申告をする。
- ③ 源泉徴収義務者である平和納税者が、良心的な忌税者である受給者（平和納税者）については、その者が納付すべき税額のうち軍事費に充当されることになると考える一定比率に相当する分ないし全額の源泉所得税の天引き徴収をしない。また、その者の源泉所得税を納付しない。
- ④ 課税最低限程度の所得で清貧な生活を選択することにより、良心的な忌税を行う<sup>8)</sup>。あるいは、公益寄付金控除などを活用し、税額が出ないようにする。

平和納税者は、④の場合を除き、こうした方法で忌税を試みる場合には、脱税犯などと同等に取扱われ、附帯税をはじめとしたさまざまな懲罰税 (penalty taxes) や滞納処分、場合によっては懲役刑までも覚悟しなければならなくなる。従来から、平和納税者であったとしても、懲罰税などを回避するためには“平和を祈願しながら、戦争のための納税をさせられる (praying for peace, paying for war)” ことになるのも世俗的な「政府の利益 (government interest)」を達成する上ではやむを得ないとの論法で、真摯な議論が回避されてきた感がある。しかし、一方では、こうした論法で平和納税者に納税を強いることに対しては連邦憲法修正1条が保障する「信教の自由」(「宗教の自由な活動」) に抵触するのではないかとの強い批判があり、「政府の利益」と平和納税者の「信教の自由」を調和させるための対応 (accommodation) を考えるべきであるとの主張が繰り返されてきた<sup>9)</sup>。こうした主張を反映させ、平和納税者が納税忌避者ないし忌税者にならなくとも非戦の信念を貫けるように法的に保護しようということでの提案されているのが、タックス・チェックオフの仕組みを応用した「平和納税基金 (Peace

Tax Fund) 制度ないしは「平和基金指定納税制」の導入である<sup>10)</sup>。

## 1 平和納税者保護制度案の骨子

平和基金指定納税制は、非戦の信念に基づき自分の納める税金が軍事費に支出されることを望まない平和納税者（ピースタックスペイヤー）の納税額を、一般会計ではなく、「平和納税基金」に振り替えて、軍事関連以外の平和目的に支出できるようにしようという趣旨で提案されている。制度的には、大統領選挙運動資金納税者指定制（タックスペイヤー・チェックオフ・システム）の例にならって、連邦個人所得税申告書の中に納税者がその旨を意思表示するための✓印をつけられる（チェックオフできる）項目を新たに設けることが必要となる。一方、平和納税者と公的に証明され、かつ、自己の納税額の「平和納税基金」への振替を望む者は、自分の連邦個人所得税申告書の該当箇所にその旨の✓印をつける（チェックオフする）ことで済む。こうした仕組みを整えれば、非戦の信念を貫く平和納税者は、納税忌避者ないし忌税者にならずとも、自己の信念を貫いた上で納税の義務を果たすことができる。

平和納税者の非戦の信念を保護しようということで、タックス・チェックオフの仕組みを使った「平和納税基金」の制度設計をする場合には、いくつかの難しい課題もある。例えば、宗教的信念、すなわち信仰（religious beliefs）を理由とした平和納税者だけを法の保護の対象とするのか、それとも、非宗教的な倫理や道徳的な信念など自己の良心（conscience）から非戦の誓いを立てた者も含めたピースタックスペイヤー一般を法の保護の対象とするのかなどは重い課題の一つである。また、本物の平和納税者であるかどうかの審査・証明を税務当局（内国歳入庁＝IRS）が実施することで問題がないのかどうかなどについても精査を要する。さらに、この制度のデザインの仕方しだいでは、軍事費に相当する税収だけが「平和納税基金」に振り替えることになるため、税金を“分別収納”するための基準を明確にする必要が出てくる。もともと、これまで連邦議会に出された法案においては、いかなる納税部分にしる直接・間接に軍事目的と何らかの関係があるということで、あえて納税額を一定比率に基づいて軍事費と非軍事費とに分別して納税する必要はなく、当局が平和納

税者かそうでないかを判定し、平和納税者であると認定した者については、その者の全納税額を「平和納税基金」に振り替える形での“分別収納”が提案されている。

一方、所得税、遺産税および贈与税の各税について、それぞれの納税申告書にどのようにチェックオフの仕組みを織り込めばよいのかについても検討を要する。とりわけ、所得税の場合には、申告所得税のみならず源泉所得税などの取扱を含め、平和納税者が納付する税金の「平和納税基金」への分別収納には精緻な検討を要する。

## 2 平和納税者保護制度確立をめぐる連邦議会の動向

アメリカにおける「平和納税基金」制度化をめぐる運動には、長い歴史がある<sup>11)</sup>。とりわけ、クウェーカー教徒(Quaker)などを中心とした非戦の信仰を持つ宗教グループが、徴兵忌避・非戦運動に加え、軍事費納税拒否(忌税)運動を強力に推進してきており、そのネットワーク化も進んでいる<sup>12)</sup>。こうした運動は、今日では、アメリカのみならずグローバルな規模でねばり強く続けられてきている<sup>13)</sup>。アメリカにおいて、平和納税基金制度化のための法案が初めて連邦議会に提出されたのは1958年のことである<sup>14)</sup>。その後も、ピースタックスパイヤー(平和納税者)の非戦の信念を護ろうということで、民主・共和両党の宗教擁護派議員を中心に、法案の成立に向けて地味ではあるが息の長い取り組みが続けられている。

一方では世界の警察官を自認する行動を走りながらも、他方では平和納税者を保護する仕組みを制度化しようとする連邦議会の行動は、一見アンビバレントではある。ただ、この背景には、非戦の信念から良心的な忌税を貫く少数者の意思を尊重することによって、これまで以上に多元的な社会を維持・促進していこうとする、脈々と引き継がれてきた議会の伝統があると見て取れる。

非戦の信念から軍事費に充当される税金について良心的な忌税を貫く忌税者(conscientious tax objectors)を保護するねらいから、タックス・チェックオフの仕組みを使った「平和納税基金」創設のための法案は、継続して連邦議会に提出されてきている。主なものを掲げると、次のとおりである。

- ・ 1974年世界平和納税基金法 (World Peace Tax Fund Act) 案《連邦議会上院法案7053号》～立法事由は、良心的に戦争に反対し、自己の連邦個人所得税・遺産税・贈与税に係る納税額を軍事目的に支出することを望まない納税者は、確定申告の時に選択により「世界平和納税基金」に振り替えて支払うことができるようにすること。
- ・ 1991年合衆国平和納税基金法 (United States Peace Tax Fund Act) 案《連邦議会上院法案1870号》、1995年合衆国平和納税基金法案《連邦議会上院法案1402号》、1996年合衆国平和納税基金法案《連邦議会上院法案1663号》～立法事由は、信仰を理由に良心的にいかなる戦争にも反対し、自己の連邦個人所得税・遺産税・贈与税に係る納税額を軍事目的に支出することを望まない納税者は、確定申告の時に選択により「合衆国平和納税基金」に振り替えて支払うことができるようにすること。法案には、適格者かどうかの審査手続および法制定以前の課されている加算税や刑事罰を遡及的に免じる規定も含む<sup>15)</sup>。
- ・ 1997年信教の自由平和納税基金法 (Religious Freedom Peace Tax Fund Act) 《連邦議会上院法案2660号》、1999年信教の自由平和納税基金法《連邦議会上院法案1454号》、2001年信教の自由平和納税基金法《連邦議会上院法案1186号》、2003年信教の自由平和納税基金法《連邦議会上院法案2037号》、2005年信教の自由平和納税基金法《連邦議会上院法案2631号》～立法事由は、信仰を理由に良心的にいかなる戦争にも反対し、自己の連邦個人所得税・遺産税・贈与税に係る納税額を軍事目的に支出することを望まない納税者は、確定申告の時に選択により「信教の自由平和納税基金」に振り替えて支払うことができるようにすること。法案には、適格者かどうかの審査手続などの規定も含む。

### 3 平和納税基金法案の行方

「合衆国平和納税基金法」案も「信教の自由平和納税基金法」案も、信仰を

理由とするピースタックスペイヤー（平和納税者）を保護しようという趣旨の法案であり、どちらも立法事由はほぼ同じである。

「合衆国平和納税基金法」案の方は、第104回議会（1995年、下院法案1402号、および1996年、上院法案1663号）を最後に、近年、議会に提出されていない。その後は、法案の表題を「信教の自由平和納税基金法」案に変え、第105回議会（1997年、下院法案2660号）、第106回議会（1999年、下院法案1454号）、第107回議会（2001年、下院法案1186号）、および第108回議会（2003年、下院法案2037号）と、継続して提出されている。

こうした表題変更にはどのような背景があるのだろうか。思うに、「合衆国平和納税基金法」案の方が、“政教分離”の建前からは、信仰の薄い人たちを含め一般の支持が得られやすい表題のように見える。ただ、今、アメリカ国内世論は、明らかに保守化の傾向にある。国内での同時多発テロを契機としたアフガニスタン、さらにはイラクでの戦闘への米軍参戦を疑問視しながらも、それでもなお好戦的な大統領を支持せざるを得ない状況におかれている。こうした戦時色の濃い時代にあって、とりわけ議会内において、タックス・チェックオフを使った平和納税基金創設を声高に主張することをいぶかる者も多々おり、この種の法案の提出を継続するのはかなり困難な状況にある、と見て取れる。とはいっても、信仰ないし道徳観、倫理観を理由に良心的に戦争参加を否定する宗教グループをはじめとしたさまざまな非戦団体からの法案成立への熱い期待をないがしろにはできない。この立法を推進している議員グループは、戦略的に“信教の自由”を前面に押し出し、法案の表題を「信教の自由平和納税基金法」案と変えて、信仰を大事にする仕組みをつくろうと訴えて、立法活動を継続している実情にあるのではないかと思われる。

#### 4 平和納税基金法案の検証

平和納税者を保護しようという趣旨で連邦議会に提案されているタックス・チェックオフ制度を使った平和納税基金法案は、具体的にはどのような構図になっているのだろうか。以下に、2003年5月8日に、第108回連邦議会下院に提出された2003年信教の自由平和納税基金法《連邦議会下院法案2037号》



を、邦訳（仮訳）・紹介する。

## ■ 信教の自由平和納税基金法案（仮訳）

本法案は、良心的に戦争へ参加することを忌避する納税者の信教の自由を保護するために、当該納税者が支払った所得税、遺産税及び贈与税を非軍事的目的に費消されるようにすること、さらには、当該納税額を受領し、かつ、歳入徴収の改善等のために信教の自由平和納税基金を創設することを目的とするものである。

### 第1条 法律の名称

本法は「信教の自由平和納税基金法」という。

### 第2条 立法趣旨

連邦議会は、次の事実を認めるものとする。

- (1) 合衆国憲法の起草者は、宗教の自由な活動はこれを侵すことのできない権利と認め、合衆国憲法修正第1条において保障しており、かつ、議会は1993年信教の自由復活法においてこのことを確認した。
- (2) 良心に基づく忌税者たる納税者であっても、連邦の納税負担を完全に履行することは自らの市民としての法的義務であり、したがって、当該納税者は、自らの道徳観、論理観及び信仰にそむくことなくその義務を履行できるように願っていることを認め、かつ、そのことを確認する。
- (3) 忌税者たる納税者は、25年以上にわたり、不払いを理由に、又は自らの良心に反して、自己の家屋、車輛その他の財産が差し押さえられたり、銀行口座が差し押さえられたり、給与が差し押さえられたり、加算税を課されたり、さらには懲役に処されたりすることのないように法的救済を求めてきた。



- (4) 連邦法は、代替する役務に就くことを条件に、道徳観、倫理観又は信仰に基づいて軍務に参加することを良心的に忌避することを認める。
- (5) 議会合同租税委員会は、納税信託基金は、良心的忌税者たる納税者が自己の税金を非軍事目的に完納できるようにし、よって、連邦歳入増につながることを保障する。

### 第3条 定義

(a) 指定良心的忌税者～本法において、「指定良心的忌税者 (designated conscientious objector)」とは、(兵役選抜法〔注釈付合衆国法典 50巻 450頁以下〕上の意味における) 孤高の道徳観、倫理観又は、信仰若しくは宗教上の修練を理由に戦争に参加することを忌避し、かつ、財務長官が定める書式及び方法において、同長官に対して文書でその信念が証明された納税者を指す。

(b) 軍事目的～本法において、「軍事目的 (military purpose)」とは、政府の機関が実施し、管理し若しくは支援する活動又はプログラムであり、かつ、当該活動又はプログラムが軍隊又は防衛的かつ攻撃的諜報活動の投入を伴うものであるか、又は、戦闘をするために人若しくは国の力量を促進するもので、次のところに合衆国の資金の歳出割当承認をするものを指す。

- (1) 国防省
- (2) 中央情報局
- (3) 国家安全保障会議
- (4) 志願兵制度
- (5) 軍事目的が伴うエネルギー省の活動
- (6) 軍事目的が伴う国家航空・宇宙会議の活動
- (7) 外国の軍隊の支援、及び、
- (8) 軍人の訓練、補給若しくは駐留、又は、軍の武器の製造、施設の建設、維持若しくは戦略の展開

#### 第4条 信教の自由平和納税基金

(a) 設置～財務長官は、連邦財務省に「信教の自由平和納税基金 (Religious Freedom Peace Tax Fund)」と称する会計を設置するものとする。当該基金には、指定良心的忌税者である納税者自身が納付した若しくは当該納税者に代わって納付された所得税、贈与税及び遺産税を保管するものとする。保管方法は、財務省の費用を最少化しかつ当該納税者に不当な負担を課すことのない方法において財務長官が定めるものとする。

(b) 信教の自由平和納税基金の利用～信教の自由平和納税基金にある資金は、毎年、軍事目的でない歳出に配賦するものとする。

(c) 報告～財務長官は、下院及び上院の歳出割当承認委員会に対し、毎年、前財政年度に信教の自由平和納税基金に振り替えられた総額及び当該前財政年度における当該総額の配賦先を報告するものとする。当該報告は、当該委員会が受領した後直ちに議会報告書として印刷するものとする。

(d) 議会の良識～信教の自由平和納税基金創設に伴い財務省にもたらされた歳入増は、当該基金の趣旨にそつた方法において配賦するものとする。

#### 5 平和納税基金法案の憲法的評価

政府は、非戦を信仰する平和納税者が納めた税金が戦費に充当される形で納税を強いることになったとしても、納税自体が「政府の利益 (government interest)」であり、やむを得ないと主張する。司法府も同じである。しかし、平和納税者は、こうした主張に納得が行かない。なぜならば、アメリカ合衆国(連邦)憲法修正1条「合衆国議会は、国教の樹立を規定し、もしくは宗教の自由な活動を禁止する法律〔中略〕を制定することはできない」と定めており、税法により自己の非戦の信仰に背く形で納税を強制されることは連邦憲法修正1条が保障する「信教の自由」(「宗教の自由な活動」)の侵害と映るからである。平和納税者からすれば、自分は、偽りその他不正の行為により意図的に税を免れようとする脱税者などとは明らかに異なるとの信念がある。

連邦最高裁判所は、1960年代から、国民の権利義務を制限する連邦政府や州政府の行為の合憲性が支持されるためには、単に正当な政府の利益があること

を立証することだけでは不十分で、やむにやまれぬ利益 (compelling interest) を達成するに必要最小限の制限となる手段であり、他にもっと制限的でない規制手段が存在しないことを立証することが必要とされる、との判断基準を示している。こうした判断基準は、久しく、宗教の自由な活動に対する政府規制の合憲性・合法性を判定する際にも応用されていたが、一時、1990年の最高裁判決で否定された<sup>16)</sup>。しかし、その後、1993年には信教の自由回復法 (RFRA=Religious Freedom Restoration Act of 1993) が制定され、再度、“政府は、「やむにやまれぬ政府の利益」を確保するために宗教の自由な活動に実質的な制限を加えようとする場合には、その手段が最も制限的でないことを証明する”ように義務づけられるに至った<sup>17)</sup>。

こうした法的環境からすると、政府が、非戦を信仰する平和納税者に対し本人が納めた税金が戦費に充当される形で納税を強いることは問題なしとはしない。こうした形で納税を強制する法制は、宗教の自由な活動に対し実質的な制限を課すことにつながり、やむにやまれぬ政府の利益を実現するの最も制限的でない手段かどうか、さらには、もっと制限的でない他の規制手段が存在しないのかどうか問われてくる。平和納税基金の創設および当該基金への選択納税の許容は、まさしく、こうした法的要請を織り込んだ仕組みといえる。「より制限的でない他の規制手段」にあたると考えられ、「政府の利益」と平和納税者の「信教の自由」を調和させるための対応策 (accommodation) として提案されているものである<sup>18)</sup>。

議会が平和納税基金を設け、良心的忌税者の信仰の自由を護った上で納税の義務も果たせるような途を開いてやることは、それが憲法の保障する政教分離あるいは国教 (公定宗教) の樹立禁止に抵触せず、裁判所も、「許容できる対応調整 (permissive accommodation)」であるとして憲法違反の判断を下すことはないものと思われる<sup>19)</sup>。これは、最高裁が、ジレット対合衆国事件<sup>20)</sup>において、信仰を理由とした徴兵忌避を認める兵役選抜法 (Military Selective Service Act) の規定<sup>21)</sup>を連邦憲法修正1条に定める政教分離の原則に反しないとしたことから類推できる。

また、納付した税金を平和納税基金に振り分けるために、申請のあった納税

者が本当に「自己の信仰に基づく良心的な忌税者がどうか」を課税庁などが判断することは、政府が宗教と「過度な関わり (excessive entanglement)」を持つことになり、連邦憲法修正1条に定める政教分離の原則への抵触を危惧する声が出ることも予想される。しかし、この点についても、前記ジレット対合衆国事件における信仰を理由とした徴兵忌避を認める兵役選抜法 (Military Selective Service Act) の規定を連邦憲法修正1条に定める政教分離の原則に反しないとした最高裁判決に従う限り、その危惧はないといえる。

## 6 平和納税基金法案に対する批判

平和納税基金法案に対し、150を超える市民団体、50人を超える連邦議会議員が支持を表明している<sup>22)</sup>。しかし、一方で、この法案に対する批判もある。その一つが、申請人が真の「良心的忌税者」かどうかの判定がスムーズに行くのかどうか、手続面からの疑問である<sup>23)</sup>。しかし、手続面については、証明責任を申請人である納税者側に転嫁することなどで解決できるとの見解が示されている<sup>24)</sup>。

また、もう一つに批判は、平和納税者が急増した場合の戦費調達への影響についてである。それに、平和基金への充当手続の煩雑さに対しても、主に連邦財務省筋から、批判が出ている<sup>25)</sup>。しかし、すでに、連邦の兵役選抜法は、代替する役務に就くことを条件に、道徳観、倫理観又は信仰に基づいて軍務に参加することを良心的に忌避すること〔兵役の忌避〕を認めてきており、この実務がおおむねスムーズに行っていることなどを勘案すれば、差ほど問題はないとの意見が強い。とりわけ、制度ができて、その利用者は15万人から25万人程度と見込まれることから、手続面で差ほど課税庁などを煩わすことはないと思われている<sup>26)</sup>。

さらに、平和納税者に対し、タックス・チェックオフ (納税申告書に✓印をつけて選択) を認めることはアメリカ民主主義の根幹である代議制のルールに抵触し、一部のみにだけ政策決定過程へ直接口出しすることを認めるにつながるのかとの批判もある<sup>27)</sup>。しかし、すでに大統領選挙運動資金納税者指定制 (タックスペイヤー・チェックオフ・システム) が導入されており、連邦最高

裁もこの制度を認知している<sup>28)</sup>。したがって、平和納税者に対し、タックス・チェックオフを認めることについては、問題はないものと思われる。

## II わが国での軍事費相当分納税拒否運動と平和基金指定納税制の必要性

わが国では、1980年代に、「良心的軍事費拒否の会」が組織され、平和的生存権を根拠に、所得税確定申告において軍事費相当分の納税拒否運動が展開された<sup>29)</sup>。この運動の主体は絶対平和主義を唱えるクリスチャンや牧師らである。同会は、組織的に「軍事費相当分の納税拒否」のための確定申告闘争を展開した。国を相手とした訴訟は、東京と山形で提起された。納税者の敗訴に終わったが、今になって考えると、見方によっては、タックス・チェックオフを使った「平和納税基金」ないしは「平和基金指定納税制」の出番を望む運動であったともとれる。

### 1 平和的生存権を根拠とした軍事費相当分納税拒否運動

良心的軍事費拒否の会による「軍事費相当分の納税拒否」のための確定申告闘争においては、確定申告で納税額のある者は、「軍事費相当分」を控除して申告・納税した。一方、確定申告で納税額のない者は「軍事費相当分」の還付請求を求めて確定申告を行った。このような形での所得税の確定申告において、自衛隊関連費相当部分の納税を拒否したために、滞納処分により強制徴収を受けた。そこで、その処分の違憲、違法を理由に損害賠償を求めて争ったわけである。

#### (1) 事実の概要

東京地裁、さらには東京高裁で争われた事件の事実の概要は、次のとおりである<sup>30)</sup>。納税者Xら（原告・控訴人）は、絶対的平和主義の信条に基づいて、自己の所得税納税額のうち、自衛隊関係費相当分（軍事費相当分～国の予算の「防衛費」の占める割合）を控除して所得税を納付した。これに対して、税務署・国Y（被告・被控訴人）は、Xの控除分を徴収するためにXら3人に対し

て滞納処分（差押処分）を行った。これに対して、Xらは、争いの場を裁判所に移し、Yに対し、次のような請求を行った。

- ・ 請求①～自衛隊関係費相当分の所得税の賦課・徴収は憲法9条に違反し、またYの滞納処分は思想・良心に自由を保障する憲法19条、信教の自由を保障する憲法20条1項前段に違反する違憲・違法なものである。したがって、Yに対し、国家賠償法1条に基づき、違法な強制徴収により被った損害賠償を求める。
- ・ 請求②～Yに対し、Xらには自衛隊関係費相当分の所得税の納税義務が不存在であることの確認およびXらが納付する所得税を自衛隊関係費に支出してはならない義務があることの確認を求める。
- ・ 請求③～Yが自衛隊関係費に支出していることにより、良心の自由、信教の自由が侵害されたとして、不法行為に基づく慰謝料を請求する。

## (2) Xらの主張の骨子

Xらの主張の骨子は次のとおりである。①現在の自衛隊は、その編成・組織・装備のいずれの面からみても、一見明白に憲法9条に違反する違憲の存在であり、これに対する国費の支出は違憲である。②憲法は国民に平和的生存権を保障しており、これを指標に考えると、憲法9条は、国民とに關係で、政府に対して、軍事目的の国費支出と課税・徴収とを一律禁止することを義務付けた規定と解してよい。③Yは、控訴段階の平成2年度予算を取ってみると、約6兆円（自衛隊関係費+軍人恩給費との合計額）を予算計上し、これを支出しつつある。このことは、Xらの平和生存権の侵害にほかならない。したがって、Xらは、その支出を差し止め、慰謝料の支払その他の救済を求めて訴訟を提起する適格を有している。④Xらは、良心や信仰上の理由などから、自分が納める税金が軍事目的に支出されることを望まない納税者であり、こうした、いわゆる「良心的な軍事費相当分の納税を拒否すること」は、Xらが享受する平和的生存権、さらには憲法上の抵抗権からして容認されて当然である。⑤国費の支出と所得税の賦課・徴収との間には直接的・具体的関連性が認められることから、違憲の国費支出の瑕疵を引き継いで所得税の賦課・徴収も当然に違

憲・無効となる。⑥国税通則法は、「正当な理由」があれば、租税の支払猶予（同46条）を認めたり、附帯税を課さない規定（同65条、68条）を設けている。良心的な軍事費相当分の納税を拒否は、この「正当な理由」に該当する。にもかかわらず、Yがこれらの規定を適用せずに附帯税を課したのは、違憲・違法の行為であり、Yは国家賠償法に基づく賠償責任を負うべきである。

### （3）裁判所の判断骨子

裁判所は、上記納税者Xらの請求①、②、③のいずれも認めなかった。各請求に対する裁判所の判断の骨子は次のとおりである。

- ・ 請求①についての判断～国費の支出と租税の賦課・徴収は、法的根拠および手続をことにする。国費の支出の違憲・違法は当然に租税の賦課・徴収には及ばない。また、所得税は、税収の使途から独立した普通税とされていることから、使途の違憲・違法により、所得税の賦課・徴収は違憲・違法となるものではない。したがって、本件滞納処分は憲法9条に違反せず、Xらの権利・自由を侵害するものではないことから、Xらの請求は棄却する。
- ・ 請求②についての判断～本件における自衛隊関係費相当分の所得税納税義務不存在の確認を求める訴えは、無名抗告訴訟の要件を欠いている。また、Xらが納付する所得税を自衛隊関係費に支出してはならない義務があることの確認を求める訴訟は、民衆訴訟にあたるが、こうした訴訟の提起を認める法律がない。したがって、いずれも不適當であることから却下する。
- ・ 請求③についての判断～国費の支出は、Xらに直接、作為、不作為を強いることがなく、良心・信条を制約することがない。したがって、国費の支出により、Xらの権利、利益が侵害されたとはいえず、Xらの損害賠償請求には理由がない。



## 2 求められるタックス・チェックオフを使った平和納税基金の創設

日本国憲法9条にどのような解釈を与えるかは、人によって異なるのはわかる。ただ、平和的生存権<sup>31)</sup>が保障されたこの国において、良心的軍事費拒否の会が組織され、平和的生存権を根拠に、所得税確定申告に仕組みを使って軍事費相当分の納税拒否運動が展開されたという事実は重要なことである<sup>32)</sup>。政府にとり、こうした良心や信仰上の理由などから自分が納める税金が軍事目的に支出されることを望まない納税者（平和納税者）を保護することは、たとえ彼らが少数者であったとしても、まさに憲法上の義務といえる。

現在、すべての国の税収は、国の会計に入ることになっている。また、一般会計予算のかなりの部分は軍事目的での支出に関するものである。ところが、現行法制下では、国税の納税者は、自らが納付した租税の用途についてまったく口を挟むことを許されない。これは、国費の支出と租税の賦課・徴収とは、法的根拠および手続を異にするとされるからである。また、良心的軍事費拒否の会に集う平和納税者が求めた救済を、裁判所が門前払いした理由でもある。

こうした法環境の下では、納税者が非戦の信念を貫こうとすれば、納税忌避者、忌税者になる途を選ぶよりない。こうした途を選択した者は、不払いを理由に、又は自らの良心に反して、自己の財産が差し押さえられたり、銀行口座が差し押さえられたり、給与が差し押さえられたり、さらには、これら滞納処分に加え、不払い分に対し加算税などの附帯税を課されたりすることになる。

すでに触れたように、こうした非戦の信念を貫く納税者が納税忌避者ないしは忌税者になり、租税犯として取り扱われるのを食い止め、保護しようということで、タックス・チェックオフの仕組みを使って立法的な対応を行おうという趣旨で提案されるのが「平和納税基金（Peace Tax Fund）」ないし「平和基金指定納税制」である。

わが国は平和憲法を持ち、国民には平和的生存権が保障されている。平和大国を志向するのがこの国の努めであることを考えれば、軍事大国のアメリカにおいてですら議論されているタックス・チェックオフの仕組みを使った「平和納税基金」の導入については、もっと積極的に議論されてよい。立法的対応によるピースタックスプレイヤーの保護策の検討が急がれる。アメリカのタック

ス・チェックオフの仕組みを使った「平和納税基金」法案を参考に、議員立法で実現を図るのも一案である。この場合、平和納税者（ピースタックスペイヤー）が、自分の納税分のうち、所得税などの申告書に✓印を付けて選択（check-off）し、一定の基準に基づいて算定した軍事費相当分を「平和納税基金」に振り替える意思表示を認める仕組みをつくることでよいのではないか。また、当該基金は非軍事目的に費消するというので、その仕組みを整えることでよいのではないか<sup>33)</sup>。

## むすび

タックス・チェックオフは、本来、税金の使い方にさまざまな民意を生かそうとすることをねらいとした仕組みといえる。今回の報告では、自己の良心や信仰上の理由などから、自分が納める税金が軍事目的に支出されることを望まない納税者（平和納税者）のための平和基金への納税制について検討してきた。とりわけ、非戦の誓いを持つ信仰者が、自己の信仰に背くことなく世俗税法上の納税義務を果たせるようにするための配慮について考えてみた。言い換えると、聖俗分離原則の視点から、信仰者が自らの「聖」の領域に「俗」が濫りに入り込まれない形で世俗法上の受忍義務を果たせるような仕組みづくりにあたり、タックス・チェックオフの考え方を活用するのも一案であることを紹介して見た。

わが国の憲法は、一方では戦争の放棄を謳い、さらには信教の自由を制度的に保障している。こうした憲法構造にあるわが国においてこそ、平和納税者の保護のために、タックス・チェックオフを使った平和基金指定納税制を世界に先駆けて導入すべきである。

## 注

- 1) タックス・チェックオフについて詳しくは、拙論「日米におけるタックス・チェックオフの展開～わが国での使途選択納税制度・受配者指定寄付金制度の検討」白鷗法学12巻1号、拙論「日米での非営利公益団体支援のためのタックス・チェックオフの展開（1）～（4）」公益法人34巻4号～7号（2005年）参照。
- 2) メリーランド州のタックス・チェックオフのように、個人納税者に加え、法人納

税者も対象としているケースもある。

- 3) わが国では、千葉県市川市が、初めてタックス・チェックオフの仕組みを使った「市民活動団体支援制度」を導入した。詳しくは、拙論「地方自治体における使途選択納税制度の展開（1）～（5・完）」税60巻4号～8号（2005年）参照。
- 4) See, F. Wertheimer & S. W. Manes, "Campaign Finance Reform: A Key to Restoring The Health of Our Democracy," 94 Colum. L. Rev. 1126 (1994).
- 5) 典型的な司法判断として、例えば、DiCarlo v. Commissioner, 63 T.C.M. (CCH) 3015 (1992)。本件において、連邦租税裁判所は、“連邦憲法は、政府が、信仰のあるなしにかかわらず、あるいは、政府を支持するしないにかかわらず、すべての者の課税することを禁止していないとし、カソリック教徒で信仰の基づく良心的忌税者である原告に対し納税の義務を課すことは憲法修正1条に反しない”と判示した。また、United States v. American Friends Service Committee, 419 U.S. 7 (1974)。本件において、信教の自由を擁護する団体は、良心的兵役拒否をするクエーカー教徒で代替的な民間奉仕活動に従事する者を雇用していた。これら従事者は、雇用主である当該団体に対し源泉所得税の天引き徴収をやめるように求めた。その団体は、源泉税の天引き徴収は止めたが、源泉徴収義務違反を避けるために源泉税相当額の納付を止めなかった。そこで、これら従業員は、当該源泉税が戦費に充当されるのは自らの非戦の信仰を侵害するものであり違憲であるとして、雇用主に対する源泉徴収義務の強制の差し止めと既に納付した源泉税額の還付を求めて争った。下級審は、雇用主に対する源泉徴収義務の強制の差し止めを認めた。しかし、最高裁は下級審の判断を破棄した。
- 6) M.E. Kornhauser, "For God and Country: Taxing Conscience," 1999 Wis. L. Rev. 939, at 961.
- 7) 忌税者の途を選択する納税者は、1990年の調査では、全米で2万人（連邦所得税1万人、連邦電話税〔3%の個別消費税〕1万人）程度と見られている。
- 8) テキサス州に居住する医師は、20年以上に渡り、所得を得ることにより戦費に貢献し人々を傷つけるよりは、ボランティアで働き社会に貢献し、課税最低限の所得（2006年ベースで、単身者の場合、年収2,650ドル程度）で清貧な生活をするを選択しているという。こうした人たちは全米で数千人に達するという。Steve Oleshewsky, Why We Need the Religious Freedom Peace Tax Fund (HR 1186), 12 The Touchstone, No. 2, (Apr./May 2002) <http://www.rtis.com/reg/bcs/pol/touchstone/apr02/10.HTM>（筆者HP最終閲覧：2006年3月）
- 9) Donald Kaufman, The Tax Dilemma: Praying for Peace, Paying for War (1978, Herald Press).
- 10) See, Peace Tax Fund Bill Deserves Support, Comments of George E. Brown Jr., Cong. Rec 12329 (1992).

- 11) See, Charles Disalvo, "Saying "No" to War in the Technological Age: Conscientious Objection and the World Peace Tax Fund Act," 31 Depaul L. R. 497 (1982).
- 12) See, Linda Coffin (ed.), Handbook on Military Taxes and Conscience (1988, Friends Committee on War Tax Concerns).
- 13) 主な平和納税者 (peace taxpayers) ネットワークとしては、Minnesota Military Tax Resistance Network [www.fnvw.org/m-tax](http://www.fnvw.org/m-tax), National War Tax Resistance Coordinating Committee (NWTRCC) [www.nwtrcc.org](http://www.nwtrcc.org), National Campaign for a Peace Tax Fund [www.peacetax.com](http://www.peacetax.com), Peace Taxpayer [www.peacetaxpayer.org](http://www.peacetaxpayer.org), War Resistance League, [www.nonviolence.org/wrl](http://www.nonviolence.org/wrl) などがある (筆者HP最終閲覧:2006年3月)。これらの団体のHPにアクセスすれば有益な情報を入手することができる。
- 14) 1958年の「国際連合平和投資法 (United Nations Investment in Peace Act of 1958)」である。See, H.R. 12310, 85th Cong. (1958).
- 15) タックス・チェックオフの観点から論じたものではないが、1991年法案の骨子の紹介を含んだ論文として、中村芳昭「平和憲法と納税者訴訟～良心的軍事費納税拒否問題を中心として」法律時報68巻2号22頁、24頁～25頁参照。
- 16) いわゆるSmith事件 (494 U.S. 872, (1990))。See, J. E. Ryan, "Smith and the Religious Freedom Restoration Act," 78 Va. L. Rev 1407 (1992).
- 17) 1993年信教の自由復活法 (RFRA) は、各地の下級審で一部違憲と判断されるなど、その適用については混迷を深めていた。そして、City of Boerne v. Flores, 521 U.S. 507 (1997)において州レベルでの適用については違憲とされた。ただし、その後も連邦へは継続的に適用されている。See, G.P. Magarian, "How to Apply the Religious Freedom Restoration Act to Federal Law Without Violating the Constitution," 99 Mich. L. Rev. 1903 (2001)。一方、連邦最高裁は、2006年2月21日に、Gonzales v. O Centro Espírita Beneficente União do Vegetal事件判決 (Case No. 04-1084 [2006]) において、下級審判決を是認し、RFRA の下での連邦政府への立証義務付け要件の妥当性を認めた。本件においては、連邦の捜査当局がニューメキシコ州にあるブラジル人の教会で儀式に使用しているお茶を押収したことから、当局の行為は宗教の自由な活動に実質的な制限を加えようとするものであり違法、かつ、将来的にそのお茶の輸入が止まることで宗教儀式ができなくなるとし、RFRAの下、当局は、その手段が最も制限的でないものであり、かつ、他にもっと制限のない手段がなかったことを証明する義務を負うとして、教会側が訴えたものである。つまり、RFRAの連邦レベルでの適用を合憲とした。
- 18) See, Kaufman、前掲・注9)、at 967.

- 19) See, Kornhauser, 前掲・注6)、at 967.
- 20) *Gillette v. United States*, 401 U.S. 437 (1971).
- 21) 兵役選抜法456条(j)は、「宗教上の修練および信仰を理由に、〔中略〕いかなる戦闘行為にも参加することに良心的に反対する者」に対して兵役を免除(exemption)する。なお、裁判所は、宗教的な理由に加え、倫理観や道徳感など“世俗的な理由”での兵役の免除を認めている。See, *Welsh v. United States*, 398 U.S. 333 (1970).
- 22) See, National Campaign for a Peace Tax Fund, Background to the Peace Tax Fund, <http://www.peacetaxfund.org> (筆者H P最終閲覧：2006年3月)。
- 23) See, K. Greenawalt, "Conflicts of Law and Morality-Institutions of Amelioration," 67 Va. L. Rev. 177, at 208 n. 77.
- 24) See, 131 Cong. Rec. S19601 (1985) (statement of Senator Hatfields).
- 25) See, Greenawalt, 前掲・注23)、at 177.
- 26) See, Kornhauser, 前掲・注6)、at 999.
- 27) See, Miscellaneous Tax Bills and the Peace Tax Fund: Hearing on H.R. 65, H.R. 1733, H.R. 1870 Before the Subcommittee on Select Revenue Measures of the House Committee on Ways and Means, 102d Cong. 61 (1992) (Statement of Terrice Hyde, Tax Legislative Counsel, Department of Treasury).
- 28) 詳しくは、石村「日米におけるタックス・チェックオフの展開」前掲・注1), 8頁以下参照。
- 29) 詳しくは、北野弘久「良心的な軍事費納税拒否訴訟判決の検討」『納税者基本権論の展開』(1992年、三省堂) 20頁以下参照。
- 30) 東京地裁昭和63年6月13日判決・判例時報1294号13頁以下、東京高裁平成3年9月17日判決・判例時報1407号54頁以下参照。
- 31) 中村龍太郎「市民平和訴訟の意義と課税」自由と正義42巻8号40頁参照。
- 32) その後、自衛隊のPKO参加違憲訴訟など一連の「市民平和訴訟」が各地で展開された。市民平和訴訟について、詳しくは、小林武「市民平和訴訟における納税者基本権論の展開」〔北野古希記念論集〕『納税者権利論の展開』(2001年、勁草書房) 31頁以下参照。
- 33) ここでは、立法的対応の必要があるとの指摘のとどめておく。具体的な議員立法の可能性などについては、別の機会に論述したい。